

## 第15号議案

### 平成27年度京都府工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	36事業所
(2) 年間総給水量	10,786,020立方メートル
(3) 一日平均給水量	29,470立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	工業用水道事業収益	305,979千円
第1項	営業収益	233,054千円
第2項	営業外収益	72,925千円
支 出		
第1款	工業用水道事業費用	270,247千円
第1項	営業費用	269,021千円
第2項	営業外費用	725千円
第3項	特別損失	1千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 447,337千円は、減債積立金 2,942千円、建設改良積立金 13,641千円、当年度分消費税資本的収支調整額 32,469千円及び過年度分損益勘定留保資金 398,285千円で補填するものとする。)

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 1千円

第 1 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 447,338千円

第 1 項 建 設 改 良 費 443,800千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 3,038千円

第 3 項 予 備 費 500千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 27 年度 工業用水道施設改良事業費	平成27年度から平成28年度まで	70,000 <small>千円</small>

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議

会の議決を経なければならない。

職員給与費

53,718千円

平成27年2月13日提出

京都府知事 山田 啓 二